

甲第 936 号証

【一八一】旧陸軍関係靖国神社合祀について(案)
 (昭和29年3月15日)

旧陸軍関係靖国神社合祀について(案)

復29・3・課15

一 要旨
 旧陸軍関係靖国神社未合祀者(昭和二十年秋の大祭前に死亡した者で実質的には合祀されているが靈蓋等が奉安されていない者を含む。以下同じ)約一五〇万柱の速やかなる合祀を図る。

これがため

(一) 世話課は未合祀者中援護法の年金弔慰金を可決裁定された者のうち明確に従前の合祀基準に該当する者についてあらかじめ速かに合祀手続をする。

(二) 前号以外の者の合祀要領については、なるべく速やかに研究のうえ措置する。

二 要領
 (一) 靖国神社は、昭和二十年合祀者中の通知未済者及び昭和24-28年合祀済者を本年 月までに左記様式靖国神社合祀者名簿をもつて世話課に通知する。

整理番号	階級	氏名	死亡年月日	死亡場所	死亡区分	本籍地	遺族
						現住所	続柄氏名

註
 合祀済者中昭和13-19年合祀者は援護法の準備作業の際復員局から世話課に通知済みであり、昭和20年合祀者の一部と昭和21-23年合祀者は最近神社から世話課に通知済みである。従つて、以上の作業を行えば昭和13-昭和28年の合祀者全員が世話課に通知されることになる。

(二) 世話課は昭和13年以后死亡し援護法の年金弔慰金を可決裁定された者のうち未合祀者の中で明確に別紙の従前の合祀基準に該当する者について左記様式祭神名票を調製して靖国神社に送付する。
 註 昭和12年以前に死亡した合祀適格者はすべて合祀済と解する。

- 世話課の作業の一案は次のとおり
 (イ) によつて通知をうけた合祀済者について合祀済の旨を戦没者調査票に註記する。
 (ロ) 昭和13年以后死亡した者で、遺族年金、弔慰金を可決裁定された者のうち靖国神社未合祀の者の戦没者調査票を点検し、そのうち、従前の合祀基準に明確に該当するものについて祭神名票を調製し「第〇次祭神名票調製済」等戦没者調査票に註記しておく、適時第〇次分の祭神名票(通名簿を附することなく第〇次何枚の添書を一枚つける)を神社に送付する。
- 調製順序については大体祭神名票送付順に合祀され、この順に参拜割引証が交付されることを考慮して定める。

本籍	合祀	死亡地	傷病名	傷病地	所属	官位
縣府都	昭和 年 月 日	昭和 年 月 日		昭和 年 月 日		正從 勲 功
区都市	祭神簿 第 号					月 年 日
村町						

- 前号以外の者の合祀要領については速かに研究するが問題点は左のとおり予想する。
- 合祀基準の研究
- 未掌握者の掌握要領
- 合祀資格審査要領

()
 遺族氏名
 公報 昭和

三 参考
 合祀状況概見表
 旧陸軍軍人軍属合祀者数

昭和 7・4 から 21・4 まで	二四六、一八六	六三、二八〇
昭和 22・4・21	五三、六二七	六一七、六一八
昭和 23・5・5	一九、三四六	一五、二八八
昭和 24・10・17	三〇、一四六	五二、七四六
昭和 25・10・17	七五、二六八	一九、一七一
昭和 26・10・9	四五、〇一一	一六四
昭和 27・10・9	一〇、一二六	一九、一七三

【184】旧陸軍関係 靖国神社合祀事務協力要綱（案）（昭和31年）1月25日

甲第
929号証

旧陸軍
関係 靖国神社合祀事務協力要綱（案）

第一才針

一 従軍部隊遺骸等は、大東戦争等戦没者の靖国神社合祀を今般靈廟三軒向に定す。之を固途として、その合祀事務に協力す。

二 神社合祀事務の体系は、二の合祀部組織のものを準じ、之に改めらる。

三 従軍部隊遺骸等の事務は、かく合祀者の選考事務処理には最も適正便宜を旨とし、些かの過誤のほりこを期す。

第二才針

四 部連署等は神社の通知に基づいて合祀者選一切を順次に登録して整理する。

五 部連署等は選考につき、毎年春秋二季の合祀予定者の一選考を履行し、引揚体協等に報告する。

六 引揚体協等は部連署等の報告を審査して合祀者を選定し、靖国神社に通報する。

七 神社は選考等の結果に基づいて合祀の要領を行ひ、その選考に合祀通知状を送付する。

八 右通知状は部連署等を出して直ちに送達する。

第三才針

九 部連署等は年向を同じ、部連の整理、合祀予定者の選考、合祀通知状の送達等、計画的に実施するものとし、特に年次前年においては従来の合祀事務の整理（選考事務）を完了し、又秋季の合祀予定者の選考については、右に所述して特別の注意を仰ぐ。

一 部連前年における選考準備等は、前年度の要領による。

二 選考は原則として戦没者御遺族とし、なし得ばこれに遺族等を選考する。

三 遺族等は、選考要領、選考要領の精神に即する遺族の選考に、ついでに遺族等を選考したものとし、

四 合祀済者の遺族等又はその家族のためには、合祀者名簿を印刷する。

五 合祀済者は左の区々に依つて印刷し、各部隊に送付する。

六 従軍済の遺族等

（但し三十二年以降第一回目に基く公称範囲拡大によるものを除く）

七 遺考人員

一 部連署長等平均四〇〇人とし、詳細は別に定めることとする。

八 引揚体協等（報告の期限）

昭和三十一年五月中旬

九 報告要領

部連署長等選考要領を基とし、部連署長等は、中より選考する。

一〇 詳細については別に定めることとする。

一一 三十二年合祀予定者の選考は、前年度に基くこととする。

一二 選考要領

部連署長等選考要領を基とし、

一三 遺考要領

部連署長等選考要領を基とし、

編 製 日 分	備 考
昭和七年四月	一、引揚体協等との間違を訂正し、併せて送付する。 二、その総数は約七十万。
昭和二十九年十月	
昭和三十一年十月	
引揚体協等	

一四 従軍済の遺族等は、部連署等に報告する。

一五 部連署等は、選考要領を基とし、合祀済者の登録又は遺族等は、十月末までに完了する。

一六 三十二年合祀予定者の選考は、左による。

一七 選考の範囲

昭和二十年九月二日以降の戦没者

一八 遺考要領

【二三一】別紙(一) 靖国神社合祀について将来問題となる事項(昭和33年4月8日)

靖国神社合祀について将来問題となる事項

1	昭和三十四年春季以降に合祀すべき者	33,480
2	軍人軍属で将来死亡公報を発売される者	3万柱
3	軍人軍属で一部資料不明のため調査中の者	二万五千柱
4	軍の要請に基いて戦闘に参加したもので将来その事実が確認される者(主として沖繩一部満洲)	三万柱
5	将来合祀すべきかを決定すべき者	
6	軍人軍属内地の公務死亡者(戦死戦傷死者を除く)	一千柱
7	軍人軍属内地の服務関連死亡者	三万五千柱
8	国家総動員法に基く徴用協力中の死亡者	一万柱
9	国民義勇隊の死亡者(主として広島における原爆死亡者)	一万五千柱
10	青少年義勇隊死亡者	二千柱
11	特別未帰還者	五千柱

出場日 時 所 席

合祀基準に関する打合会(第四回)

【二三二】合祀基準に関する打合会(第四回)(昭和33年4月9日)

昭和三十三年四月九日午後一時より
靖国神社々務所書院ノ間
厚生省引揚援護局復員課(旧陸軍)

三浦事務官 奥森事務官
阿部事務官 大塚事務官
池田権宮司 坂本彌宜
鈴木彌宜 木曾主典
阿部囑託 岩重事務局長
名雲課長 小脇課長
今村課長 中村課長
藤井主事

傍聴(奉賛会)

一、本會は昭和三十三年十月合祀の基準について検討する。
先づ旧陸軍関係として一復で作製の案(別紙第一)に基いて三浦事務官より説明質疑應答の要旨左の通り。

- 第一類 従来の基準に該当するものの残数に属するものである。従来のみにつき取扱ふことになつてゐるが軍属については如何。
- 第二類 軍人のみにつき取扱ふことになつてゐるが軍属については如何。
- 第三類 原案の要旨は外地発病の時期等調査が困難であるから退職後三年以内のものとした。
従来は発病後三年以内となつてゐるから現段階としてはこの範囲内に止めるを可とす。

第四類

朝鮮、台湾、樺太は内地扱となつてゐるから今の段階としてはこの中に含めることについては如何。

◎第四類より除き第五類の乙内地の次に(朝鮮・台湾・樺太)を挿入することとする。
但し國境地帯で特別加算を付けられてゐるものがある。これは該当することとする。

第五類の内

戦犯者(A級は一復関係でない) B級以下で個別審議して差支へない程度でしかも目立たないよう合祀に入れては如何。神社側として研究して欲しい。(二復側意向)

◎神社側としては総代会に相談して見る。その上で更に打合会を開き度い。

右を除いては別紙第二が残る、その中「二」は資料の整備を待つて昭和三十四年春季以降に合祀可能なるものである、「二」は今後決定されるべきものである。

次に昭和二十六年六月一日以降死没者をどうするか。
◎池田権宮司 昭和二十六年六月一日より同三十二年五月三十一日迄の死没者については招魂式を執行し、昭和三十三年十月合祀致し度いからその資料提出を希望する。

兩復 諒承

一、旧海軍側として阿部事務官より説明

1、海軍は従来の基準内のもので左の通り十月合祀予定として名票整備する。

中央 九、〇〇〇
横濱 一五、〇〇〇
佐川 八、〇〇〇
呉 四、〇〇〇
三六、〇〇〇

2、従つて従来の基準のもので中央 三、〇〇〇 横濱一五、〇〇〇程度残るのでこれを昭和三十四年四月合祀としたい。

3、尚朝鮮・台湾出身者を昭和三十四年四月合祀出来るよう名票準備を行ふ予定である。

4、陸軍側も準備することとする。(三浦)

5、特攻兵器による殉職者は昭和二十二年六月十日附人事部長よりの通知によつて既に合祀の對象としてゐること明らかであるから資料を整へて出来るだけ早い時期に合祀を希望してゐる。
特攻兵キの定義如何。

身分	地域	軍	人	軍
研究結果	一、却下裁定済 二、四、未請求	一、公務裁定済 戦地発病 内地死発病 内地死発病 死発病 死発病	一、在隊死 二、在郷死	一、却下裁定済 二、四、未請求
合祀	一、遺族関係で受給権が無いもの又は無くなつたもの 2. 死発事由によるもの 1. 戦前は未合祀 2. 戦後は資料不十分のため 認められず。従つて合祀されて居るものがある。 死因 脳溢血、心臓麻痺、胃潰瘍等	1. 戦役（事変）に直接関連あるもの 2. 右以外のもの	資料は在籍庁にある。	一、却下裁定済 二、四、未請求
合祀	一、戦前は未合祀 2. 戦後は資料不十分のため認められず。従つて合祀されて居るものがある。 死因 脳溢血、心臓麻痺、胃潰瘍等	1. 戦役（事変）に直接関連あるもの 2. 右以外のもの	資料は在籍庁にある。	一、却下裁定済 二、四、未請求
個人審議	一、戦前は未合祀 2. 戦後は資料不十分のため認められず。従つて合祀されて居るものがある。 死因 脳溢血、心臓麻痺、胃潰瘍等	1. 戦役（事変）に直接関連あるもの 2. 右以外のもの	資料は在籍庁にある。	一、却下裁定済 二、四、未請求

1. 内地罹病内地死発病者（外地発病内地在郷死で三年経過者）
2. 内地に於ける演習訓練中死亡者
3. 責任自殺者（終戦前後）
4. 法務死（戦犯を含む）
5. 沖繩、南洋の一般邦人戦闘協力者
6. 朝鮮、台湾人
7. 義勇隊員（戦闘参加者以外のもの）

三、爾後審議を必要とする資料について
この段階に於ては各県世話課及び各地方復員部に残存する未合祀資料の全部の提出を求め、個々につき審議しなければならぬと思はれる。

例 註（内地とは朝鮮、台湾、関東州を含む）
1. 内地罹病内地死発病者（外地発病内地在郷死で三年経過者）
2. 内地に於ける演習訓練中死亡者
3. 責任自殺者（終戦前後）
4. 法務死（戦犯を含む）
5. 沖繩、南洋の一般邦人戦闘協力者
6. 朝鮮、台湾人
7. 義勇隊員（戦闘参加者以外のもの）

属	内	外	地	他	其	属	軍	準
一、法務死 病死者 2. 戦犯処刑者及び病死者 終戦直前後のもの	1. 軍法会議死刑者及び獄内病死者 2. 戦犯処刑者及び病死者 終戦直前後のもの	一、戦闘参加者 1. 陸密軍属 2. 無給軍属 満州開拓団は陸密軍属として戦闘参加者に入つてゐる。従つて本項は開拓団以前の義勇隊員である。						
不合祀	不合祀	不合祀	不合祀	不合祀	不合祀	不合祀	不合祀	不合祀
後日合祀 個人審議	後日合祀 個人審議	後日合祀 個人審議	後日合祀 個人審議	後日合祀 個人審議	後日合祀 個人審議	後日合祀 個人審議	後日合祀 個人審議	後日合祀 個人審議

【三二八】別紙第二（一復側実状説明要旨）（昭和32年11月6日）

（別紙第二）

一復側

第二項中

第5号については、一復と総理府と充分談合して昭和三十三年十月合祀予定として資料の提出が出来ないようにする。

神社側からの連絡総理府へ出向しなくてもよい。
肩書は固有の肩書にしたいとの現地の要望がある。

沖繩波上宮々司も空爆にて死亡している。これ等についての資料は総理府で持つてゐると思はれるがこれについては一復側の所管でない——神社側で別途に当る必要がある。

第6号について

援護法上の戦闘参加者の範囲は広範囲であるから法上の数字である八、二〇〇の中約五千程度が合祀範囲のものである。

第7号について

この数字のものは、國家總動員法の一環として主として広島縣知事指揮命令下にあつて疎開作業に従事していたものであつて合祀基準内に殆んど該当しないものである。

この種のものは、民防空法、消防法により出動して死亡した者との関連もあつて甚だ問題を残すものである。

第8号について

七、八〇〇の内約四、〇〇〇は合祀基準に該当するものである。該当者の内容は学徒、女子挺身隊員。

【二五六】〔別紙第三〕 法務関係死亡者に関する説明資料 東条元大將との会見記 (昭和33年10月13日)

〔別紙第三〕

法務関係死亡者に関する説明資料

昭和三十三年十月九日役員會席上 別掲援護局長長美山要蔵氏より説明

東条元大將との会見記

美山要蔵

二〇、八、二七 前略

正午上司に無断にて用賀に東条大將を訪う。何れは自決されるか、戦犯になるかであるから、生前に一度御会いたしき考えからであつた。丁度畑仕事を肩草をとつたカーキ服でやつて居られた。大菱喜ばれて野菜許りの五百飯を御馳走になりながら御話を伺つた。

「今後大勢を大観してやつて行かねばならぬ。先づ第一に皇室の問題である。国民の怨嗟的とならんようにせよ。終戦について議論はあるも、段々処理が進むと戦争継続よりも苦しいことも出来てくるが、御聖断を此の如しと思わせてはならぬ。全責任は、捕虜、補翼者が負う如くすべきである。然らざれば皇室が消滅する迄行くこととなる虞がある。次に軍の統制は錦旗奉戴にある。一糸紊れざる姿で清い姿を以て武装解除に應ずべきである。」

次に靖国神社の処置であるがこれは永久に存続する。御親拝も当然にあることと思う。未合祀の戦死・戦災者、戦争終結時の自決者も合祀すべきである。之を大死としてはならぬ。人心安定、人心一和の上からも必要である。共産主義の瀾漫を極力防止しなければならぬ。即ち戦争過程に於ては日ソ結合にて米英に対抗せんとしたこともあるが、降伏せる故にこゝに転換することが必要である。ソ連に

媚態を呈するは不可、英米と伍み、ソ連に対抗すべきである。自由主義は尚共産主義よりも可なりである。敗れたり雖も戦争が国際道義に立つた戦争なりとの印象だけは後世に残さねばならぬ。為之満洲国皇帝、總理の取扱に注意すべし。比島大統領も我手に於て保護すべし、之を敵手に委するならば、小日本となるであらう。

作戦的に将来の觀察をすれば、米國は日本の静謐を維持するであらう。其の真意は米は将来ソと戦うことになると考え居り、米は大陸に手をつけんとしている。恐らく米はソの恢復に先だつてソをやつつけるであらう。内地及南洋は米の航空基地となるであらう。

今後に処するの道は身心の健全を保持するにある。次に戦争責任者について述べる。元來戦争責任者はあつても戦争犯罪者はない。而してそれは陛下ではない。彼が要求して来たら之に應ずべきである。応じ方であるが小さい者運行くのは不可である。小物が相手になるのは不可である。東条一人というならばこれは世界的にも明かであり。岡村、寺内は局部的指揮官である。窃盜、強盜は犯罪者であるが戦争責任者は犯罪者ではない。

責任者は此処に居つて敵の出方を待つて居る。極めて軽い氣持で居る。自分は皇徳を傷つけぬ。日本の重臣を敵に売らぬ。國威を損しない。故に敵の裁判は受けない。自分は陛下に代る為に榮爵を辞しない。大きな形で國に代るのである。

最近自害者が多いが、陛下の大御心を伝えて、復興に努力させるがよい。そのように説得せしむべきである。」と例の通り理路整然として話された。帰り際に「戦犯の発表があつたらしく知らせしてくれ。」と言われた。私のその時の直感では、「やるな。」ということであつた。

附記

之より先終戦直後に南大將から「今度の戦争は道義の戦争であつた。だから今は日本を侵略國とか何とか言うが、日本としては大東亞戦争が道義の戦争であり、自衛のための戦争であつたということの後世に伝えねばならぬ。その方法は二つある。

一つは臨時国会で陸軍大臣が其の旨を堂々と述べて議事録に残すこと、他の一つは戦争責任者が深く戦争裁判を受けて裁判記録にその事を留めるようにすべきである。」と聞いていた。ところが下村大臣が戦争の終結に方り議會で丁重なる

釈明陳謝をされたので残された道は一つしかなくなつたのである。勿論下村大臣は衷心から陸軍の罪を謝されたのであり、当然であり、且下村大臣の熱誠あふるる、声涙共に下る陳謝には多くの議員達も、下村大臣の手を握つて、「陸軍の氣持はよく判つた。もう重ねて詫げる必要もない。」と言つて爾來陸軍の責任追及の手はゆるんだのである。自分は何とか東条大將に裁判を受けて貰うことが必要であると思つて会いに行つたのであるが、東条大將の言行からその見込がなくつたので、これは一大事である。然し私の言で臆意させる見込もないと考へて黙つて歸つてすぐ下村大臣に報告した。大臣はそれでは自分が会つて確かめようといわれて翌日二時間近くも市ヶ谷の大臣室で懇談したのであるが、東条大將の決意は牢固たるものがあり、遂に臆意させ得ず、更にもう一回会つたのであつたが延び延びになつていたところ遂にMPの逮捕のため用賀の乗込み、自決、未遂となり結果は東京裁判となつたのである。これは結果的に見て日本のために幸であつた。

【二五七】将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者についての説明会記録（昭和33年12月9日）

将来靖国神社に合祀すべきか否かを決定すべき者についての説明会 記録

総代会当日引揚援護局関係者を招き説明会実施

一、日時 昭和三十三年十二月四日午前十時
二、場所 靖国神社々務所書院ノ間
出席 総代

一、援護局側で説明願ひ度い。
二、三浦事務官より別冊(一)に基き説明す。
三、質疑応答
質1.第十一項及び第十二項は将来援護法の取扱ひがなされ

- 北白川 祥子
- 池田 哲二
- 館 周
- 佐々木 龍太郎
- 高橋 信三
- 小泉 正男
- 大谷 伝藏
- 小谷野 泰三
- 石坂 利藏
- 病欠 林
- 欠席 神社側
- 筑波 宮司
- 池田 権宮司
- 坂本 福宜
- 鈴木 福宜
- 木曾 主典
- 細井 主典
- 奉賛会 岩重事務局長
- 援護局
- 美山 次長
- 田島 事務官
- 三浦 事務官
- 阿部 事務官

(宮司)

る見込みありや (池田総代)

答2. 検討中である (美山)

質3. 予算はあるか (池田総代)

答4. 数も少しし予算上も差支へない (美山)

質5. 第十一項の「戦闘協力者同様の状況」とは如何なる意味か (岩重)

答6. 戦闘に協力したと云ふ実証はわからないが同様の状況下に在つて死亡したであろうと思はれる者の意である (三浦)

答7. 七才迄の者で積極的協力者は援護法上裁定することに先月頃決定したばかりである。

即ち第十一項は消極的協力者を云ふのである。

質8. 第十二項の強制疎開中乗船した船は対島丸と思ふが七〇〇名は少いのではないか (岩重)

答9. 対島丸である。

死亡したものは七〇〇名である (三浦)

質10. 第十二項の場合内地で疎開中その他の犠牲者との差ありや (大谷総代)

答11. 大局的に見て差なしと考へる。 (美山)

四、外に質問はないか(別に急ぐわけではないが)では戦争裁判処刑者についての説明をどうぞ。

五、別冊(二)に基いて田島事務官より説明す。 (宮司)

六、今後充分検討せねばならぬ (館総代)

七、こゝで決定するのではないのですね(ほつとした面持ちでうなづく) (小泉総代)

八、今日は唯説明を聞いて頂いただけであつて、これから充分検討して頂かねばならず又援護局からも更に来て頂いて説明して頂くことと思はれるからよろしく願ひ度い。

ではこれでこの会を終ります。 (宮司)

以上

「二八四」靖国神社合祀事務について（昭和39年5月11日）

靖国神社合祀事務について 昭和三十九年五月十一日 靖国神社 調査部

一、合祀基準に該当するもので、所謂合祀浅れとなつてゐるものの調査方法について

1、陸軍関係は先づ「テストケース」として東京都を調査の対象とし、石田事務官（阿部事務官も同行）が都世話課に出向し実状を聴取し、その結果神社側も交えて協議することとする。

2、海軍関係は資料が本省に集まつてゐるので目下整理の体勢を整えつゝある。外務省で作製した南洋庁関係名簿があるからこれを神社で調査してゐること。

3、共済組合員関係は援護法に加えられるよう今國會に提案されるから通過すれば今後自動的に援護局で資料を扱ふようになる。

二、合祀基準に加えられたが、その取扱上保留となつてゐるもの。

1、軍人軍属で満洲事変以降戦地、事変地及び終戦後の外地において公務のため受傷り病し、内地帰還後これに基因して死亡した者

但し、受傷り病後六年を経過して死亡した者又は昭和二十七年四月二十八日（平和条約発効の日）以後に死亡した者を除く。

三、合祀を保留されてゐるものについて。

(1) 軍人

イ、服務関連死亡者（特例法該当者）

ロ、戦時事変時以外の公務死亡者

ハ、三年以上経過死亡者（引続き軍療養機関等で六年内死亡を除く）

（昭和二十八年頃にシベリヤ・中共から帰還した者が数名居る）

(2) 軍属

イ、服務関連死亡者

ロ、満洲事変及び支那事変中の事変地以外で公務に因り死亡した者

ハ、三年以上経過死亡者（引続き軍療養機関等で六年内死亡を除く）

(3) 一般者

イ、特別未帰還者

ロ、防空法による防空従事中の死亡者

a、公務員

b、一般者

ハ、沖繩疎開児童死亡者

ニ、サイパンから内地へ強制疎開中の死亡者

引揚者給付金 各隊で持つてゐる。

ホ、沖縄の消極的戦闘協力者

見舞金

ヘ、サイパン、比島、満洲等の消極的戦闘協力者

不明 支給されてゐない。

ト、阿波丸殉難者（外交官等）

昭和二十八年頃米國から見舞金が出された。

外務省が名簿を持つてゐる。

日本郵船所屬の船舶員は船舶運営金

チ、戦争殉難者

a、戦地における戦争殉難者

b、内地における戦争殉難者

リ、軍需工場にて作業中の死亡者（地震等）
今度名簿が出て来る
合祀よし

ヌ、航海訓練所実習生の機雷遭難死亡者
大成丸関係

(4) 軍人軍属及び一般者

イ、平和条約第十一條に依る法務死者

a、A 級

b、B、C 級で

◎同一の罪で軍法會議でも処断されてゐる者

◎訴因の反証を挙げる事が出来ない者

◎講和後の死亡者

未合祀者の状況は別紙の通りである（復員課で作製したもの）。

(参考)

昭和三十八年五月十三日全國世話課長懇談會（神社主催）で神社の現況、要望事項等印刷配布したものの中合祀関係記事抜萃

「終戦後二十四日に亘る合祀祭により、二百萬柱の合祀を了したが、尚今後次の諸点につき特に御協力を頂き、これが完成を期したい考へである。

(一)従来基準内で合祀浅れのないよう特に御配慮願ひ度い。

(二)新に基準に加えられる分について、近く援護局より通知があることになつてゐるから、よろしく御願ひ致し度い。

(三)既合祀の祭神名票を全部纏めて五十首順に整理の結果、重複等疑義のあるものが発見された為、これを出来るだけ早期に解決せねばならないし、しかもこれが爲の調査は祭神名票を作製した原簿に依る外はないので、近く文書を以てこれが調査方をお願ひするから、右事情を御諒承の上よろしく御願ひ致し度い。

【三九九】靖国神社合祀資格審査内規(昭和40年12月9日)

靖国神社合祀資格審査内規

変 事 州 満	戦没者		針 方
	変 区 分	地 域	
事変地以外ノ地 自昭和 六、九、一八 至 同 二六、三、七	满洲国 (関東州ヲ除ク) 自昭和 六、九、一八 至 同 二六、三、七	北支那及上海方面 自昭和 六、九、一八 至 同 二六、三、七	一、軍人軍属等ニシテ満州事変ニ関シ、昭和六年九月十八日ヨリ昭和十六年十二月七日迄ノ間、支那事変ニ関シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十六年十二月七日迄ノ間ニ於テ死没シタル者及大東亜戦争ノ爲昭和十六年十二月八日ヨリ死没シタル者ニシテ左記ニ該当スルトキハ之ヲ合祀ス ① 戦死又ハ戦傷ノ爲死没シタル者 ② 戦地、事変地ニ於テ特定流行病(マラリア、猩紅熱、痘瘡、コレラ、発疹チフス、腸チフス、バラチフス、ペスト、回瘧熱、赤痢、流行性脳脊髄膜炎、トリパノゾーム病、ワイル氏病、カラアザール、黄熱、流行性出血熱、デング熱ヲ謂フ)ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ傷疾ヲ受ケ若ハ変病ニ罹リ之ガ爲死没シタル者 二、本内規ハ作戦ノ推移其ノ他ニ依リ多少改変スルコトアリ比ノ場合ニアリテモ台 三、差当リ審査上進捗スベキ標準左ノ如シ此ノ標準ニ達セザル者ハ一応保留シ、後 日更ニ精細ナル標準ヲ定メ詮議ス 3 戦地事変地以外ノ地ニ於テ、戦役、事変ニ関スル公務ノ爲傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ避クベカラザル災厄ニ因リ死没シタル者 4 戦地、事変地等ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情状合祀ヲ至当ト認めムベキ者 一、軍人軍属ニ比シ更ニ 二、満州国軍ニ雇傭中ノ帝國軍人ハ日本軍ノ隷下ニ於テ戦闘シ之ガタメ戦死又ハ戦傷ヲ受ケ死没シ其ノ情状合祀ヲ至当ト認めタル者ニ限リ特別詮議ス 三、満州国軍ニ雇傭中ノ者ニ限リ他ノ満州国官庁等ニ雇傭中ノ者ハ含マザルモノトス 一、昭和十三年五月二十日以前ノ原因ニ因ル者ハ自己ノ重大ナル過失ニテ限リ全部合祀ス 二、昭和十三年五月二十日以後ノ原因ニ依リ死没シタル者ハ在滿三ヶ月以上ノ者ハ特別詮議(昭和十五年四月定ム) 三、事変地ニ於ケル受傷、罹病ニ因リ内地ニ於テ死没シタル者ハ ① 受傷、罹病後三年以内ニ該傷病ニ因リ死没セル者ハ ② 内地帰還後ノ発病ハ帰還後一年以内ノモノヲ取敢ヘズ詮議ス ③ 事変地ノ傷病ト死因トハ直接関係ナキ場合ニ於テモ前者カ後者ノ原因ノ一ツト認め得ルモノハ合祀ス ④ 事変地罹病者一旦治癒退院シ後日疾病ノ爲死没シタル者ハ死因疾病ト事変地罹病疾病トノ間ニ関係ヲ認め得ルモノハ合祀ス 一、軍事輸送中ノ事故、動員編成業務中ノ事故罹病等真ニ直接的ナルモノニ限ル之ガ爲認定困難ナルモノハ事変行員ノ結果ヲ待テ詮議ス 二、事変地ノ解積ニ就テハ関東州、朝鮮等隣接地域ハ成ルベク厳密ニシテ解積セシメザルヲ要ス 三、事変勤務ノ解積ヲ厳シニシラフ要ス ① 内地勤務ハ大体ニ於テ合祀セザルヲ原則トシ特別ノ者ハ考慮ス ② 事変地ハ輸送途中ノ死没者ハ後日一括詮議トシ保留ス 一、軍人軍属以外ノ警察官又ハ満鉄社員等ノ如キハ軍人軍属戦死ト同様ノ情況ニ於テ殉職シタルモノトス 昭和十三年五月二十日以前ノ原因 満州六月 八五月
	自昭和 六、九、一八 至 同 二六、三、七	自昭和 六、九、一八 至 同 二六、三、七	
者 ノ 別 特	戦 死 特 定 流 行 病 死 没 特 定 流 行 病 以 外 ノ 疾 病 及 不 慮 死 自 殺 軍 属 其 他	特 定 流 行 病 死 没 特 定 流 行 病 以 外 ノ 疾 病 及 不 慮 死 自 殺 軍 属 其 他	一、軍人軍属等ニシテ満州事変ニ関シ、昭和六年九月十八日ヨリ昭和十六年十二月七日迄ノ間、支那事変ニ関シ昭和十二年七月七日ヨリ昭和十六年十二月七日迄ノ間ニ於テ死没シタル者及大東亜戦争ノ爲昭和十六年十二月八日ヨリ死没シタル者ニシテ左記ニ該当スルトキハ之ヲ合祀ス ① 戦死又ハ戦傷ノ爲死没シタル者 ② 戦地、事変地ニ於テ特定流行病(マラリア、猩紅熱、痘瘡、コレラ、発疹チフス、腸チフス、バラチフス、ペスト、回瘧熱、赤痢、流行性脳脊髄膜炎、トリパノゾーム病、ワイル氏病、カラアザール、黄熱、流行性出血熱、デング熱ヲ謂フ)ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ傷疾ヲ受ケ若ハ変病ニ罹リ之ガ爲死没シタル者 二、本内規ハ作戦ノ推移其ノ他ニ依リ多少改変スルコトアリ比ノ場合ニアリテモ台 三、差当リ審査上進捗スベキ標準左ノ如シ此ノ標準ニ達セザル者ハ一応保留シ、後 日更ニ精細ナル標準ヲ定メ詮議ス 3 戦地事変地以外ノ地ニ於テ、戦役、事変ニ関スル公務ノ爲傷疾ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ避クベカラザル災厄ニ因リ死没シタル者 4 戦地、事変地等ニ於テ自殺シタル者等ニシテ其ノ情状合祀ヲ至当ト認めムベキ者 一、軍人軍属ニ比シ更ニ 二、満州国軍ニ雇傭中ノ帝國軍人ハ日本軍ノ隷下ニ於テ戦闘シ之ガタメ戦死又ハ戦傷ヲ受ケ死没シ其ノ情状合祀ヲ至当ト認めタル者ニ限リ特別詮議ス 三、満州国軍ニ雇傭中ノ者ニ限リ他ノ満州国官庁等ニ雇傭中ノ者ハ含マザルモノトス 一、昭和十三年五月二十日以前ノ原因ニ因ル者ハ自己ノ重大ナル過失ニテ限リ全部合祀ス 二、昭和十三年五月二十日以後ノ原因ニ依リ死没シタル者ハ在滿三ヶ月以上ノ者ハ特別詮議(昭和十五年四月定ム) 三、事変地ニ於ケル受傷、罹病ニ因リ内地ニ於テ死没シタル者ハ ① 受傷、罹病後三年以内ニ該傷病ニ因リ死没セル者ハ ② 内地帰還後ノ発病ハ帰還後一年以内ノモノヲ取敢ヘズ詮議ス ③ 事変地ノ傷病ト死因トハ直接関係ナキ場合ニ於テモ前者カ後者ノ原因ノ一ツト認め得ルモノハ合祀ス ④ 事変地罹病者一旦治癒退院シ後日疾病ノ爲死没シタル者ハ死因疾病ト事変地罹病疾病トノ間ニ関係ヲ認め得ルモノハ合祀ス 一、軍事輸送中ノ事故、動員編成業務中ノ事故罹病等真ニ直接的ナルモノニ限ル之ガ爲認定困難ナルモノハ事変行員ノ結果ヲ待テ詮議ス 二、事変地ノ解積ニ就テハ関東州、朝鮮等隣接地域ハ成ルベク厳密ニシテ解積セシメザルヲ要ス 三、事変勤務ノ解積ヲ厳シニシラフ要ス ① 内地勤務ハ大体ニ於テ合祀セザルヲ原則トシ特別ノ者ハ考慮ス ② 事変地ハ輸送途中ノ死没者ハ後日一括詮議トシ保留ス 一、軍人軍属以外ノ警察官又ハ満鉄社員等ノ如キハ軍人軍属戦死ト同様ノ情況ニ於テ殉職シタルモノトス 昭和十三年五月二十日以前ノ原因 満州六月 八五月